

**おおたスポーツ学校〔本校・支部〕各部活動
感染拡大予防ガイドライン 第3版**

令和 4年 4月 1日
おおたスポーツ学校事務局

1. 家庭における健康管理について

- ①活動参加（自宅を出る）前には、必ず検温並びに健康状態の確認（頭痛や咳、倦怠感など風邪の諸症状や臭覚、味覚の障害があるかどうか）を行い、37.0℃以上の熱がある場合は、活動への参加を控える。また、家族の中に感染者または濃厚接触者が発生した場合も、活動への参加は控える。
- ②37.0℃未満であっても、平熱より高い場合や風邪の諸症状等がある場合は、活動への参加は控える。
- ※①、②の理由で活動を休む際は、必ずスポーツ学校事務局に連絡をすること。
- ③夏季、冬季問わず、水分補給は必要不可欠であるため、飲み物は必ず持参する。
- ④疲労により感染リスクが高まることから、十分な休養と睡眠・栄養を確保し、規則正しい生活習慣のもと、健康管理に努める。

2. 活動前の対応について

- ①活動場所に到着したら、受講生は講師に、「健康観察記録表」を必ず提出する。提出がない場合は、見学とする。健康観察記録表の提出は、スマートフォン等からの送信でも可とする。
- ②活動前・終了後は、必ず手洗いをを行う。手洗いができない場合は、アルコールを含んだ、手指消毒薬で確実にを行う。

3. 活動中の対応について

- ①受講生の感染リスク回避や健康保持・安全確保の観点から、講師は適切な配置の基に指導を行うとともに、実態把握に努める。
- ②活動中の受講生に、発熱や風邪の諸症状が見られる場合は帰宅させる。
- ③長期間活動が休止された場合は、受講生の「スポーツ傷害のリスク」を避ける段階的な指導に努める。
- ④3密（密閉・密集・密接）にならないよう、細心の注意を払う。
※格技系種目（柔道、空手道、レスリング、フェンシング）において、密接が避けがたい練習メニューを行う場合は、リスク低減のため、本数を減らす、組数を減らす、時間を短縮するなど、工夫する。
- ⑤室内種目は、必ず「換気」をして活動する。
- ⑥蛇口、ドアノブ、手すり、スイッチなどの共用部分は、できるだけ触れる回数を減らす。
- ⑦活動時においても、講師、受講生全員がマスクを着用する。ただし、活動内容により、マスクをしていることで身体へのリスクが高まると思われる場合は、代表講師及び本人の判断により、マスクを外しての活動を可とする。
- ⑧休憩時間はマスクを着用し、手洗いまたは手指の消毒、練習道具等の消毒を行う。
- ⑨保護者が見学する場合は、代表講師の許可を得たうえで手洗いまたは手指を消毒し、健康観察記録表を提出すること。見学中は3密を避け、マスクを着用し、できるだけ発声はしない。
- ⑩講師は、各競技団体のガイドラインを遵守し、適切な対応を行うものとする。

4. 活動終了後の対応について

- ①他者との接触を可能な限り避けるため、速やかに帰宅する。帰宅後は、直ちに手洗い、うがいをして、着替えること。
- ②活動終了後は、密を避けるため、時間差等により分散帰宅させる。
- ③ゴミは各自持ち帰ること。

5. 講師の安全対策について

- ①活動参加前に、必ず検温並びに健康状態をチェックし、37.0℃未満であっても、平熱より高い場合や風邪の諸症状がある場合、臭覚、味覚の障害があった場合は、活動への参加を控える。
 - ②可能な限り真正面での説明や会話は避ける。また、受講生や講師間の距離をできるだけ離す（2 m以上）とともに、大声を出すことは控える。近距離（2 m以内）で大声を出す場合は、マスクを着用する。
 - ③活動前・活動後は、必ず手洗いまたは手指の消毒を行う。
 - ④講師は、受講生から提出された「健康観察記録表」を受領し、事務局へ提出する。健康観察記録表の提出は、スマートフォン等からの送信でも可とする。また、講師も必ず、健康観察記録表を提出する。
- ※「施設利用届」、「学校体育施設開放事業利用届」は、事務局から施設管理担当課へ提出する。

6. 感染防止対応について

- ①講師の家族や受講生の家族がPCR検査を受けることになった場合や、濃厚接触者や感染者となった場合は、保健所など専門機関の指示を受けるとともに、おおたスポーツ学校事務局に必ず連絡し、活動参加について指示を受けること。
- ②講師や受講生がPCR検査を受けることになった場合や、濃厚接触者や感染者となった場合は、活動参加は禁止とし、保健所など専門機関の指示を受けるとともに、おおたスポーツ学校事務局に必ず連絡する。
- ③おおたスポーツ学校事務局は、感染及び感染の疑いのある事例の申し出について、別途定める「おおたスポーツ学校新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」を基に、受講生及び講師の活動参加の是非や活動休止についての対応を図る。

7. その他

支部の活動に対しては、「健康観察記録表」の事務局への提出の義務はないこととするが、基本的な活動内容については、このガイドラインを準用すること。